

羽曳野市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽曳野市（以下「本市」という。）が実施する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に関する測量、調査、設計等の建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）に係る申請入札同時方式による制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、羽曳野市財務規則（平成5年羽曳野市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(対象建設工事等)

第3条 入札の対象となる建設工事等は、原則として、発注する設計金額が、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程（平成15年羽曳野市訓令第15号。以下「規程」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）において、建設工事等の性質、目的その他特別の事情により一般競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事のうち、設計金額が2,000,000円を超えるもの
- (2) 建設コンサルタント業務等のうち、設計金額が1,000,000円を超えるもの

(公告)

第4条 主管部長等は入札を実施する場合は、規則第113条の規定に基づき公告するとともに、羽曳野市電子入札システム（羽曳野市電子入札運用基準に定める「羽曳野市電子入札システム」をいう。以下「システム」という。）に対象建設工事等の案件を登録し、掲載するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「公告」という。）の内容については、システムに掲載するとともに情報公開コーナーにおいて閲覧できるようにするものとする。

(入札参加資格条件)

第5条 入札に参加するためには、次に掲げる要件（以下「入札参加資格条件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 規程第7条に規定する有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 公告の日において次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたもの
 - イ 建設業法第29条の規定による取消処分を受けたもの
 - ウ 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けたもの
 - エ 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名留保の措置を受けたもの
 - オ 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除の措置を受けたもの

2 主管部長等は前項に規定するもののほか、建設工事等の規模及び内容に応じ、入札参加資格条件として次に掲げる事項を追加することができる。

- (1) 名簿に登録されている本店又は支店等の所在地条件に関すること。
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値の範囲に関すること。(建設工事に限る。)
- (3) 当該建設工事等を履行するに当たり必要な技術者の資格に関すること。
- (4) 当該建設工事等を履行するに当たり必要な同種又は同程度の実績について定めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項。

(委員会)

第6条 前条に規定する入札参加資格条件は、委員会において審議のうえ決定する。

(入札参加の申請)

第7条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、公告において指定する期日までに、公告において定められた様式を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の様式及び入札説明書は、公告の日よりシステムに掲載するものとする。

(入札参加資格の審査等)

第8条 市長は、前条に規定する入札参加の申請があった場合は、入札参加申請者の資格の有無について事前審査を行い、その結果を別に定める入札参加資格確認通知書により通知する。

2 市長は、開札後に入札参加資格の審査を行うこととする事項にあつては、開札後、所定の期日までに必要書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該建設工事等に係る入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条に定める様式に虚偽の記載があったとき。

(設計図書等)

第10条 建設工事等に関する設計図書等の確認は、原則としてシステムによるダウンロード方式によるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、公告に定める購入方式の併用によるものとする。

2 入札に参加するために要した設計図書等の費用は、入札参加資格の審査結果又は入札結果にかかわらず、入札参加申請者又は入札参加者の負担とする。

(質問及び回答)

第11条 建設工事等に係る質問及び回答については、公告に定める期間内において入札説明書に定める方法で行うものとし、その内容についてはシステムに掲載するものとする。

(予定価格等の事前公表)

第12条 入札の執行について予定価格及び最低制限価格を事前公表する場合は、公告及びシステムに掲載するものとする。

(入札方法等)

第 13 条 予定価格を事前公表している場合は、入札の執行は 1 回のみとし、再度の入札は行わないものとする。

2 前項に定めるほか、入札方法及び入札に係る注意事項については、公告により別に定める。

(入札の中止等)

第 14 条 市長は、入札参加資格を有すると認めた者又は入札参加者の数が 2 に満たない場合は、入札を中止するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入札を中止し、又は延期するものとする。

(1) 入札参加者の法令違反その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められる場合

(2) システムを利用して入札を行う場合において、システムに障害が発生した場合

(3) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

3 前 2 項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、市はその損害を補償しないものとする。

(入札保証金等の納付の免除)

第 15 条 市長は、入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、又は市長において落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、羽曳野市電子入札運用基準及び羽曳野市電子入札心得（申請入札同時方式）のほか、委員会の審査を経て別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。